

(第1期)

令和8年9月25日(金)～11月6日(金)16:00

専用ホームページからオンラインで申請してください。



(補助金の詳細や申請に必要な書類等を掲載していますのでご確認ください。)

<https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>

区分	補助対象製品	補助対象経費	補助率・補助額
①石油等由来製品	(1) 「石油等由来製品カテゴリリスト」に掲げる品目(第1期はメタノール)	補助対象製品(令和8年3月以降に仕入れたもの)の仕入額上昇分(*3)	・補助率:2分の1 ・補助額:上限100万円 下限15万円 上限内で①と②、(1)と(2)で併給可 ※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。 ※補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
	(2) 上記カテゴリリスト掲載以外の品目で、令和8年3月以降に仕入れたもののうち、同年2月(*1)と比べ50%以上仕入れ価格(*2)が上昇しているもの(仕入れ価格(*2)の上昇が確認できることが条件)		
②石油等由来製品の代替品	石油等由来製品の代替品で、令和8年2月(*1)時点の代替前製品の価格(*2)と比べ、同年3月以降の代替品仕入れ価格(*2)が50%以上高いことが確認できるもの (例:プラスチック製包材 →バイオプラスチック製包材など)	代替前製品の価格と代替品(令和8年3月以降に仕入れたもの)の価格差(*3)	

(*1) 令和8年2月に仕入実績がない場合は2月以前の仕入月とする。

(*2) 価格とは仕入れた品目の単価とする。

(*3) 補助対象製品であれば複数の品目での申請もできるものとする。また複数月にわたって仕入れた場合も申請できるものとする。

補助対象製品	石油等由来製品をその代替品に切り替えるに当たり必要な設備
補助対象経費	1 上記設備の購入及び更新する機器(中古品の購入、リース等の利用料を含む) 2 上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費及び更新後の機器を導入するための既存機器の撤去・廃棄に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とする。
補助率・補助額	1 補助率:4分の3 2 補助額:上限1,125万円、下限15万円 ※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。 ※補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
その他要件等	※補助金の交付決定後に着手(契約、発注を含む)したもの ※知事が別に定める日までに支払が完了するもの ※中古品の購入については、同一条件による2者以上の見積書の提出を必要とする。 ※リース等の補助対象期間は最大1年間までとする。 ※以下の場合には補助対象外となる。 ・汎用性の高いハードウェア製品(PC、タブレット端末、スマートフォン、固定電話、カメラ、コピー機、読み取り機器等)のみの購入費

お問合せ先

中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業
(中小企業)補助金コールセンター

TEL 050-1752-8336 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

専用ホームページ <https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>埼玉県マスコット
「さいたまっちょ&コバトン」

この事業は埼玉県(担当:産業労働部 経営・金融支援課 TEL:048-830-3910)の委託により株式会社エイチ・アイ・エスが運営しています。